

中小企業のための 法務講座



香港における減給、 無給休暇やリストラ②

間仕事が与えられず、しかも給料が支払われない日数が該当機関の普通の勤務日数の3分の1を超えた時のことです。もし該当スタッフが連続24ヶ月雇われていた場合は、リストラ代を支払う義務が発生することになります。

リストラ
実務上では、先述の減給
の態度と同じく、誠意かつ
正直さと強引ではない態度
で進めるのが良いでしょ
う。

準で計算することを約束する。
る。書面にして両者で署名す

無給休暇に関する法律の注意点

暇が仕事停止（停工）の定義に当てはまる場合は、リストラ代の支払い義務が発

「仕事停止」とは
連続4週間仕事が与えら
生する。

れす。しかも給料が支払われない日数が該当機関の普通の勤務日数の半分を超える

A runner wearing a blue tank top and black shorts, running on a paved path.

A group of people are walking across a crosswalk. The crosswalk has yellow diagonal stripes. In the background, there are trees and a building.

A person in a grey t-shirt and blue shorts stands on a yellow-painted crosswalk, holding a baseball glove.

A woman wearing a black t-shirt, blue jeans, and a face mask, standing on a yellow-painted crosswalk.

減給に関する実務

- ・計画と準備をすること。
・スタッフとの会話や説明の時に、強引で交渉の余地なしという態度を控える。
・スタッフのバックグランドにも関心を示す。スタッフ本人のみならず、扶養家族がいる場合は特に。
・時間かけて意見を聞く。



リストア時に発生したトラブル例

のつとり解雇を実施した場合は、大きなトラブルとなることは少ないとは思いますが、私のような弁護士に相談にくるケースは、労務裁判を起された雇用主や刑事事件なども絡むなど複雑なケースが多くあります。

(人種差別)などに考慮が必要です。

性的差別が表れていたりする。す。例えば、女子社員だけの解雇（性別差別）、病欠をより取るスタッフだけ解雇（障害者差別）、シングルマザーや幼い子どもがいるスタッフの解雇（家庭差別）やある人種だけの解雇（人種差別）などに考慮が必要です。

筆者紹介

ANDY CHENG 鄭國有
弁護士 中国委託公証人 アンディ・チェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジエトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com